



## いま私にできること

山田由美子税理士事務所 代表 山田由美子



私は短大を卒業して一般企業に就職した。その後、簿記の資格をとれば、給料があがるかなと思い、経理学校に通い出したのが始まりで税理士という職業につくこととなった。平成10年に独立して税理士事務所を開設した。自由に時間が使えるようになったので、いろいろな交流会に参加するようになった。

全国女性税理士連盟もそのひとつである。入会して2-3年たったころ、記念シンポジウム「誰に託しますか？あなたの老後」が開催されその担当になったのが成年後見制度と関わった最初だった。成年後見制度とは平成12年に介護保険と一緒に制定された。成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度がある。法定後見制度については家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人に選任された段階で、速やかに本人が持っている財産や収入等を調査し、その結果を財産目録にして提出しなければならない。任意後見制度は本人の判断能力がある時に、将来判断能力が不十分となった場合に備え、あらかじめ信頼できる代理人と援助の範囲を定め、公正証書により契約をしておく制度である。

税理士は日常業務で会計帳簿を作成したり、不動産についての処分や、相続についての相談業務等を行っている。被後見人や成年後見人に職能を生かして適切なアドバイスをすることができるはずだ。被後見人が顧問先なら、さらにもう一步踏み込んだアドバイスができると思う。平成22年横浜で成年後見世界会議が開催され、横浜宣言が発表された。世界各国でどのように成年後見に取り

組んでいるかが発表され興味深かった。

家庭裁判所には参与員という業務がある。参与員の業務とは後見人から提出された財産目録、金銭出納帳等の書類の書面審査や、後見制度の解説や質問に答えたりする後見開始手続きに関わる仕事等が業務となる。現在、全国女性税理士連盟の社会貢献特別委員会委員長をしている。社会貢献特別委員会は成年後見のほかNPOについても深く関わっている。NPOは一般の企業と違った財務諸表を作成するが独自の基準が定まっていない。平成22年7月、NPO法人会計基準が公表された。NPO法人がこの会計基準を採用できる体制を整えるお手伝いができると思う。ことし3月、東日本大震災が発生した。被災にあわれた方々はこれから大変だと思うが、阪神大震災のときの経験を生かして何か役に立てればと思っている。これからも自分の職能を生かして社会貢献をやっていければと考えている。

### プロフィール

平成7年2月 税理士登録

平成12年10月 ファイナンシャルプランナー

(CFP) 登録

全国女性税理士連盟・社会貢献特別委員会委員長

日本成年後見法学会 会員

大阪家庭裁判所 参与員